

契約制度の制定について

【 概要 】

- 1 令和2年4月1日より施工された民法改正及び和2年10月1日に施工された改正建設業法が示されたことにより、制度改正に対応した契約約款を制定する。
- 2 新たに制定する契約約款
○本宮市工事標準請負契約約款

改正項目

(1) 民法（債権法）改正に伴う契約約款の制定

【主な内容】

ア 契約の保証 工事：第4条、第52条

保証契約は破産管財人等による解除についても保証するものであることを求める旨明示。

イ 監理技術者補佐 工事：第10条

改正建設業法に、監理技術者を補佐する者について新たに規定されたことを踏まえ、関係規定を整備。※建設工事における「監理技術者を補佐する者」の配置に関する規定の追加。

ウ 著しく短い工期の禁止 工事：第23条

発注者が工期の延長又は短縮を行う際、工事従事者の労働条件が適正に確保されるよう考慮する義務規定を整備。

エ 契約不適合責任及び責任期間 工事：第42条、第55条

「瑕疵」の呼称を「契約不適合」に変更。担保責任の追及方法として代金減額請求を追加。追求期間も整理。受注者の故意又は重過失の場合、引渡しから10年以内でなければ請求等を行うことができない。

オ 契約の解除について 工事：第43～45条

民法が無催告解除を明示したことに合わせ、約定解除権を催告解除と無催告解除に整理。受発注者に帰責事由がない場合の解除権を規定。

3 関係書類の様式変更について

本宮市工事標準請負契約約款の制定に基づき、工事関係の提出書類の様式を制定。